

舟橋村 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年9月

舟橋村通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に小中学校の通学路について関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「舟橋村通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 富山県立山土木事務所
- ・ 上市警察署
- ・ 上市警察署舟橋村駐在所
- ・ 舟橋村生活環境課
- ・ 舟橋小学校長
- ・ 舟橋中学校長
- ・ 舟橋村教育委員会
- ・ P T A

3. 取組方針

(1) 定期的な点検

- ・ 定期点検の実施時期等

① 年度が替わった際に、児童生徒や保護者から情報を収集し、道路管理者・警察・学校・教育委員会・保護者等が通学路の危険箇所の確認を行います。

その後も道路状況や天候等を考慮しながら、学校・道路管理者（必要に応じて教育委員会等）が定期的に地域を回り、通学路の安全について点検を行います。

② 合同点検については、通学路に変更があった場合や、交通量の増減等、周辺環境に変化があった場合、必要に応じて随時実施する。

(2) 対策の検討

- ・ 点検の結果から明らかになった危険箇所について、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、本会議等で議論した上で公表します。

通学路対策箇所図

富山県 舟橋村

【県道富山上市線（竹内地内）】

横断歩道がなく児童が横断するのに危険
路肩も狭く電柱が邪魔になり児童と車が接近し危険
既存の歩道も狭いため歩行者の安全が確保できない
〈対策メニュー〉

- ・路肩拡幅
- ・歩道の拡幅（対策中）

【県道富山上市線（竹内・舟橋地内）】

歩道が片側にしかなく、既存の歩道も狭いため横断する際に危険が生ずる。

- 〈対策メニュー〉
- ・歩道の設置・拡幅（対策中）

【県道富山上市線（舟橋地内）】

歩道がなく、路肩も狭いため、児童と車が接近し危険である

- 〈対策メニュー〉
- ・歩道の設置（対策中）

【村道稲荷八幡川線（稲荷地内）】

幅員が狭く安全な通行ができない

- 〈対策メニュー〉
- ・道路拡幅、歩道新設（対策中）

【村道東芦原舟橋駅線（竹内地内）】

未舗装であり幅員が狭く安全な通行ができない。小学校校門前のカーブは見通しが悪く横断時に危険である。

- 〈対策メニュー〉
- ・拡幅改良・舗装新設・道路改良（対策中）

【一般県道立山舟橋線（海老江・竹鼻・古海老江地区）】

歩道が無い区間があり、左側通行をしているため歩行者の安全が確保できない。

- 〈対策メニュー〉
- ・歩道の新設、カラー舗装の施工（対策済）

【村古海老江鉾ノ木線（古海老江地区）】

一部で幅員が狭く見通しが悪い。また歩道がなく路肩が狭いため、歩行者の安全が確保できない。

- 〈対策メニュー〉
- ・拡幅改良・歩道の新設（事業要望中）

【対策検討メンバー】

- ・教育委員会、学校、PTA関係者
- ・道路管理者
- ・警察署
- ・立山土木事務所
- ・舟橋村防犯協会
- ・舟橋村交通安全協会

1:10,000

主要地方道

一般県道

村道